

東大阪市個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 8 日

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

東大阪市個人情報の保護に関する規則（令和 5 年東大阪市規則第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 中「在留カード その他（ ）」を「その他（ ）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式第 3 により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の様式第 3 により作成した用紙として使用することができる。